

国立国会図書館 デジタル化資料送信サービス

国立国会図書館 デジタル化資料送信サービスとは、国立国会図書館がデジタル化した資料のうち、絶版等の理由で入手が困難な資料を全国の図書館(※)で利用できるサービスです。このサービスは、著作権法第31条第3項の規定を適用して行っています。

※公共図書館、大学図書館など、著作権法第31条第1項の適用を受ける図書館等が対象で、国立国会図書館に承認申請を行い、承認を受けた参加館の館内でのみ利用可能。

利用できる資料

国立国会図書館デジタルコレクション (<http://dl.ndl.go.jp/>) に収録されている資料のうち、インターネット公開されておらず、絶版等の理由で入手困難な資料が利用できます。

資料種別	概要
図書	昭和43年までに受け入れた図書、震災・災害関係資料の一部 約57万点
古典籍	明治期以降の貴重書等や清代後期以降の漢籍等 約2万点
雑誌	明治期以降に発行された雑誌(刊行後5年以上経過したもので、商業出版されていないもの) 約1万タイトル(約79万点)
博士論文	平成3～12年度に送付を受けた論文(商業出版されていないもの) 約12万点
脚本	日本脚本アーカイブズ推進コンソーシアムから寄贈された昭和55年以前の放送脚本(テレビ・ラジオ番組の脚本・台本)の一部 約3千点

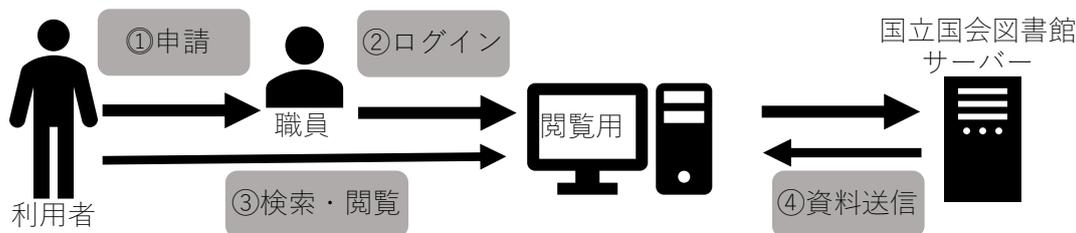
利用できる方

- (1) 本学(短期大学部を含む。以下同じ。)の専任教育職員、特別任用教員、専任事務職員、職務限定職員及び嘱託職員
- (2) 本学の学生(大学院学生、留学生別科生及び科目等履修生等を含む。)
- (3) 本学の名誉教授及び客員教授
- (4) 本学の非常勤講師
- (5) 本学が受け入れた研究員

資料の利用方法

【閲覧】

利用者からの申請を受けて、図書館職員が閲覧用端末にログインします。ログイン後、利用者がデジタル化資料を閲覧します。



【複写】

利用者からの申請を受けて、図書館職員が管理用端末(複写用端末)にログインします。図書館の職員が印刷します。利用者自身が印刷の操作を行うことはできません。

※著作権法第31条第3項に基づき、調査研究目的で、著作物の一部分(雑誌に掲載された論文や記事はその全部)の複製物を一人につき一部提供する場合に限りです。

※複写料は一枚につき10円(税抜)です。

